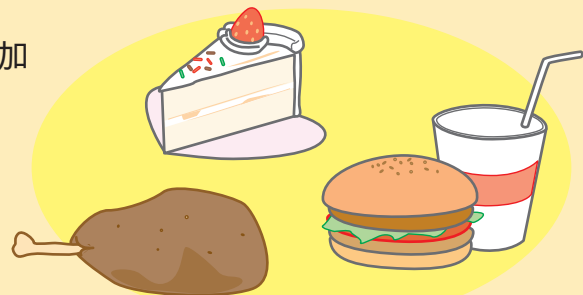


食育基本法 制定の背景

近年、ライフスタイルの多様化、食の外部化等、食を取り巻く環境は大きく変化し、食に関する様々な問題が発生しています。

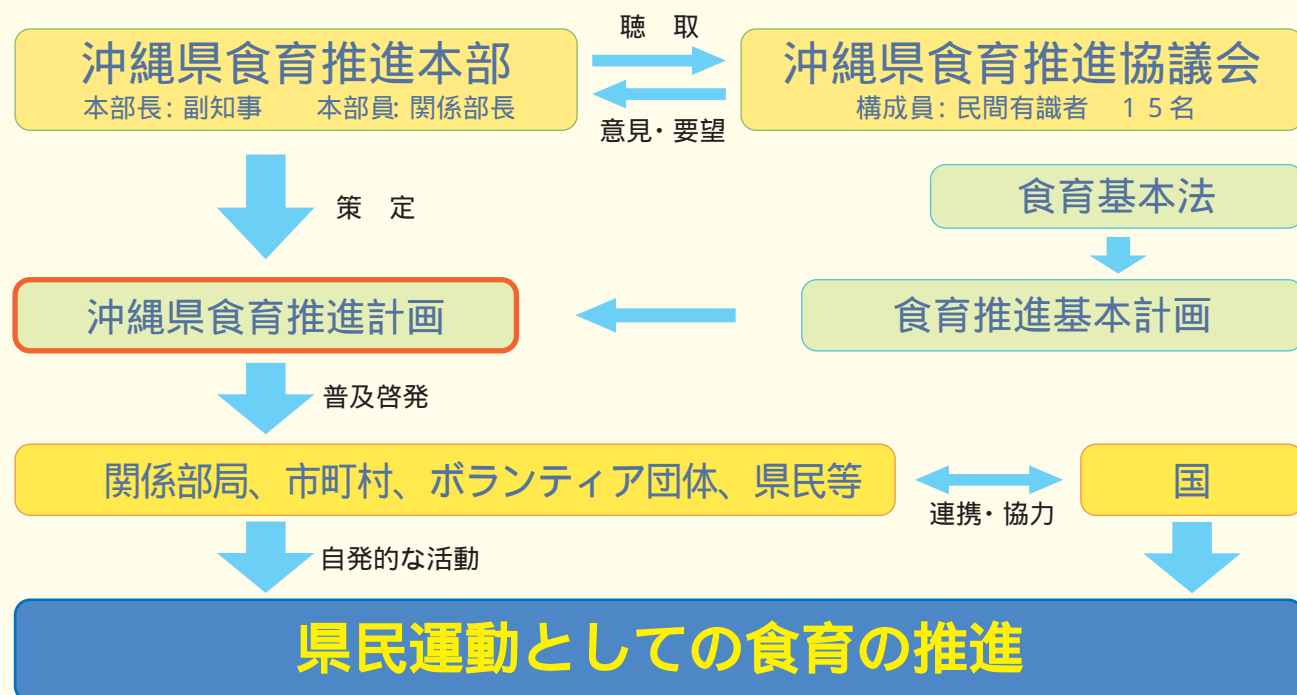
- 「食」を大切にしている心の欠如
- 栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加
- 肥満や生活習慣病(糖尿病など)の増加
- 過度の痩身志向
- 「食」の安全上の問題の発生
- 「食」の海外への依存
- 伝統ある食文化の喪失



このような問題を解決するために、平成17年6月に「食育基本法」が制定され、同年7月から施行されました。

また、平成18年3月には「食育推進基本計画」が策定され、国民運動として食育を推進することとしています。

食育の推進体制(食育推進のイメージ)



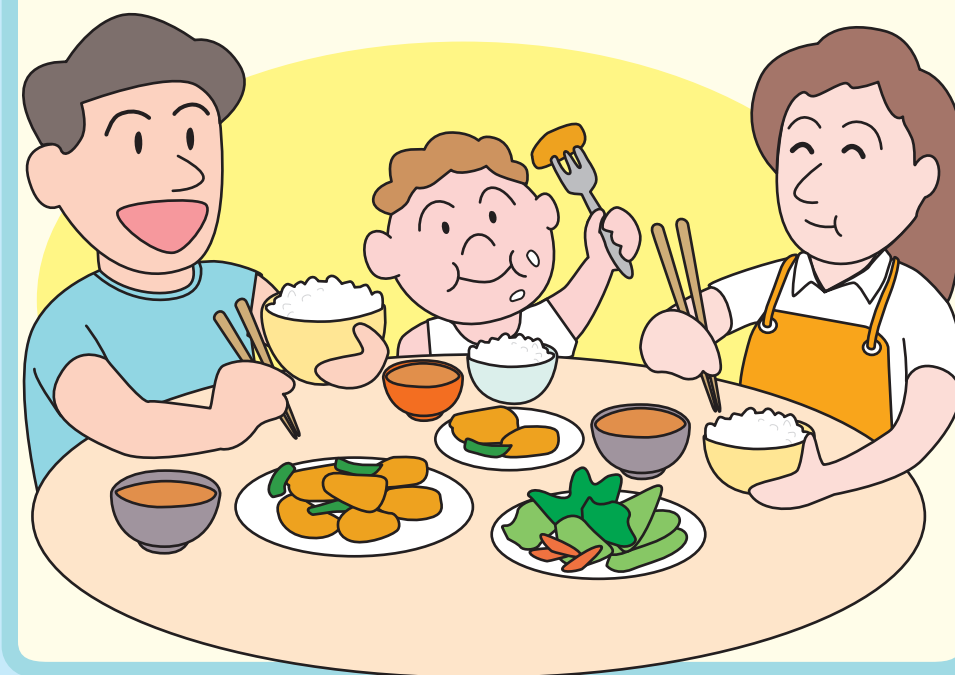
食育おきなわ



(万人) うまんちゅプラン

食に関する知識と、
食を選択する力の習得

健全な食生活の実践



県民一人一人が「食」の大切さを理解し、「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践しましょう。

沖縄県

沖縄県 福祉保健部 薬務衛生課 食品乳肉班 食の安全推進グループ

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話 098-866-2215

ホームページ <http://www.pref.okinawa.jp/shokunoanzen/top.html>

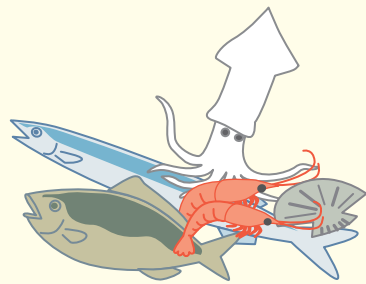
「食育」とは



食育基本法の中では、「食育」を次のように説明しています。

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健
全な食生活を実践することができる人間を育てること

沖縄県 食育推進計画 とは



食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県の基本的な考
え方や方向性、具体的な施策の展開を体系化し、関係部局が連携して食育を
推進する計画のことをいいます。

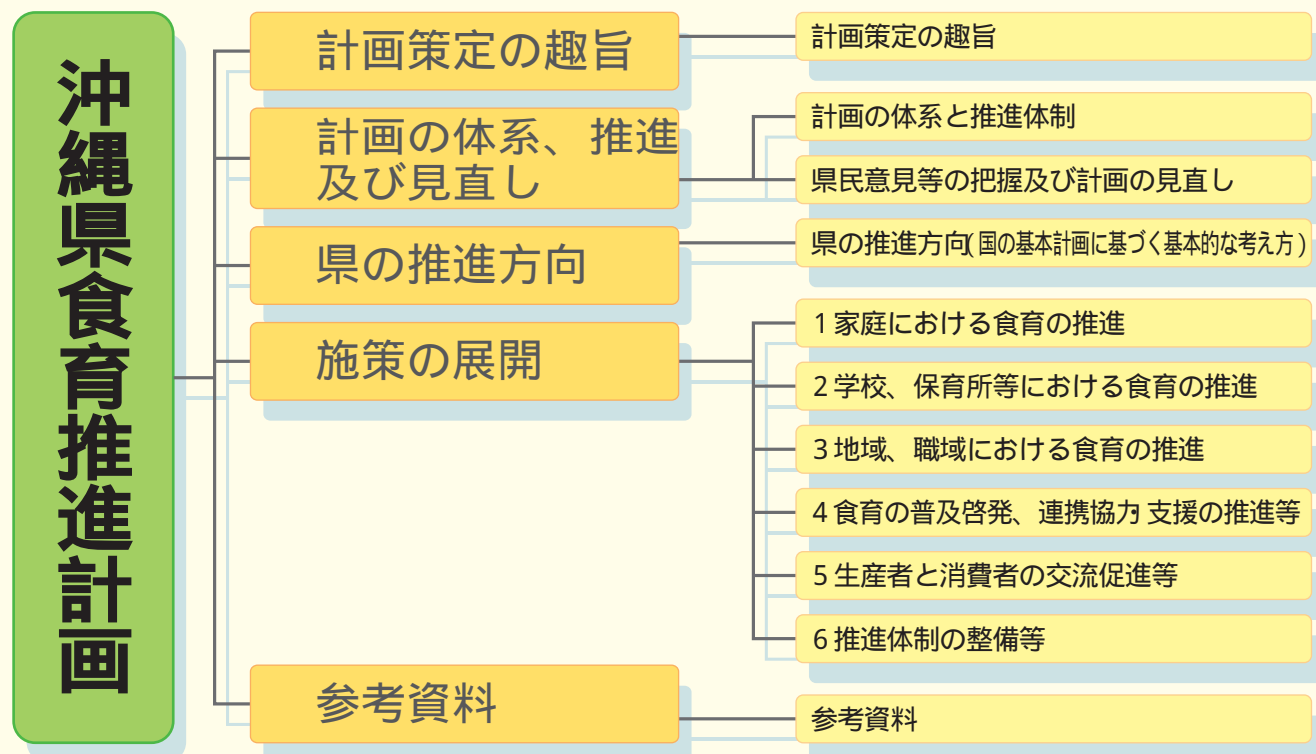
この計画の対象期間は、平成 18年度から平成 22年度までの 5年間です。

食育は県民一人一人が「食」の大切さを理解し、「食」に関する知識を習得
し、健全な食生活を実践することがなによりも重要です。

そのため、本計画を県民にわかりやすく伝え、親しまれるよう本計画の愛
称を「**食育おきなわうまんちゅ(万人)プラン**」としました。

うまんちゅ = 沖縄の方言で「万人」を意味しています。

沖縄県食育推進計画の体系



「 施策の展開」では、家庭、学保育所、地域等といった項目ごとに「現状と課題」「具体的な取り組み」、
「目標・指標」を示しています。

主な取り組み



1. 家庭における食育の推進

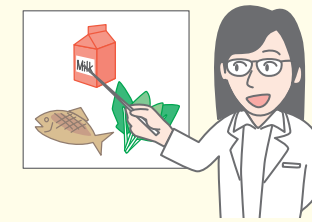
- ・生活リズムの向上
- ・子どもの肥満予防の推進
- ・妊産婦や乳幼児に関する栄養指導の充実
- ・子どもの望ましい基本的生活習慣づくり

2. 学校、保育所等における食育の推進

- ・学校における食育の取り組み
- ・保育所等における食育の取り組み

3. 地域、職域における食育の推進

- ・健康づくりや高齢者の健やかな生活の維持に向けた食育の推進
- ・沖縄県食生活改善推進員連絡協議会による実践
- ・職場等における食育の推進
- ・食育推進ボランティアによる実践
- ・伝統的食文化の継承



4. 食育の普及啓発、連携協力・支援の推進等

- ・食育に関する普及啓発
- ・食品衛生思想の普及啓発
- ・リスクコミュニケーション
- ・家庭・学校・地域等との連携
- ・ボランティア活動等への支援



5. 生産者と消費者の交流促進等

- ・地産地消の推進
- ・農林水産業・農山漁村ふれあい体験
- ・安全・安心な農林水産物の生産出荷体制の構築

6. 推進体制の整備等

- ・食育推進本部の設置・運営
- ・食育推進協議会の設置・運営
- ・県民会議の設置に向けたネットワークの構築

基本的な 考え方

沖縄県食育推進計画では、次のことを基本としています。

県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指します
 様々な体験活動等を通じて、食に関する感謝の念や理解を深めます
 地域の特性に配慮し、県民運動としての食育を推進します
 子供が楽しく食について学ぶことができる取り組みを推進します
 食に関する体験活動、食育の推進活動を実践できる取り組みを推進します
 伝統的な食文化、環境と調和した生産と消費等に配慮し、県産農林水産物への理解を深めるとともに、生産者と消費者の交流を促進します
 食に関する幅広い情報の提供及び意見交換を推進します

